

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

1 外郭団体見直し指針(各団体個別事項)の概要

(平成18年11月1日付け通知)

団体名	区分	見直し指針	主な見直し内容	主管課
(1) 長野市土地開発公社		コスト削減を行った上で存続	業務量に対応した人員配置の随時見直し	都市計画課
(2) (財)長野市保健医療公社		地方独立行政法人化を研究		市民病院課
(3) (社)長野市開発公社	重点	受託業務を縮小した上で存続	宿泊施設(松代荘、アゼリア飯綱)の民営化(施設譲渡)の検討 松代荘隣接の入浴施設(松代老人憩の家、保健保養訓練センター)の廃止の検討	企画課
(4) (財)長野市体育協会		業務内容を見直した上で存続	加盟団体への補助金支出の見直し(成果主義導入による重点化、参加者負担金の見直し、ボランティアの活用)	体育課
(5) (財)ながの観光コンベンションビューロー		事業強化を行った上で存続	自主財源確保のための事業強化(新規賛助会員獲得、NHK大河ドラマを活用した誘客とそれに伴う収益の確保)	観光課
(6) (株)エムウェーブ		存続(ナショナルトレーニングセンターに指定された場合は、経営方針等の見直し)		観光課
(7) (財)長野市勤労者共済会		業務全体の見直しを行った上で存続	会費負担の見直し及びそれに併せた業務全体の見直し	産業政策課
(8) 長野森林組合		事業強化を行った上で存続	加工業務の充実や新規業務の開拓	森林整備課
(9) (社福)長野市社会事業協会	重点	業務を縮小した上で存続又は分割民営化を検討		厚生課
(10) (社)長野シルバー人材センター		事業強化を行った上で存続	ホームページの開設及びインターネットを活用した営業活動の強化	産業政策課
(11) (社福)長野市社会福祉協議会	重点	業務を縮小した上で存続	介護サービス部門の縮小	厚生課
(12) (社福)長野若槻園	重点	業務を縮小した上で存続	福祉工場の業務縮小(業種見直し)	障害福祉課

2 外郭団体の対応状況に対する市の基本的な考え方

外郭団体見直し指針に基づく各団体の対応状況は別紙のとおりであるが、それぞれの対応状況に対する市の基本的な考え方は次のとおりである。

(外郭団体の対応状況)	(市の基本的な考え方)
市の指針に基づいて見直しを進めていく	⇨ 定期的にフォローアップを行う
団体としての考え方が市の指針とは異なる	⇨ 適切に指導又は必要に応じ市の指針を修正する
団体の方針を決定するまでに更に時間を要する	⇨ 検討スケジュールを明確にするよう指導する

3 公表に当たっての外郭団体の自主・自立性の尊重

外郭団体見直し指針(各団体個別事項)は、平成18年11月1日付けで各団体へ市長名で通知しているが、市民への公表に当たっては、外郭団体の自主・自立性を尊重し、市の考え方のみを公表するのではなく、当該団体の考え方や経営方針を併記して公表することが適切である。

これまでの間、外郭団体においては、市が提示した見直し指針を契機として経営の見直しに着手し、又は一定の方向付けをしているため、3月末での各団体の対応状況や考え方などを取りまとめ、市の考え方(見直し指針)とともに今回公表するもの

4 外郭団体の経営改善に関するフォローアップ

重点見直し団体が現在策定を進めている中・長期的な経営計画について、平成19年8月に経過取りまとめを行い公表する。その後は、毎年1回フォローアップを行い、団体に対する適切な指導及び必要に応じ市の指針の修正を行う。

その他の団体は、自主的な経営改善に取り組むこととし、必要に応じ状況把握及び指導を行う。

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	1 長野市土地開発公社
主な業務内容	市の委託に基づく公有地の取得、造成事業 国、地方公共団体等の委託に基づく土地の取得のあっせん、調査、測量業務 工業用地等の造成事業
財務状況 (17年度決算)	評価損3億7,000万円を適切に計上した上で資本合計約16億円を有し、安全性が確保されている。また、退職給与引当金(1億8,000万円)も計上されている。 なお、流動資産として完成土地(未分譲土地等)を約14億円抱えている。
団体の課題	近年は、業務量が減少していることや地価が下落傾向のため、先行取得を行うメリットが薄れており、長野県においては、土地開発公社の廃止を決定した。(廃止時期は、保有土地の県への引渡しを終了した時点としている。) 業務量の減少に伴い、事務費収入も減少しており、公有地のうち市の再取得が進んでいない長野駅周辺第二土地区画整理事業用地(81億円)については、市において計画的な再取得を行い、土地開発公社の安定的な収入を確保する必要がある。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕			外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	存続	今後も道路、公園、新斎場用地の取得など一定程度の業務量が見込まれる。仮に土地開発公社を廃止した場合、市に用地担当部署を設けて専門職員を配置する必要がある。 土地開発公社は、資金調達の機動性があることや専門職員を有していることなどから、今後も当該団体に公有地の取得業務を担わせることが妥当である。	/	/
業務範囲の見直し	現状継続			
その他	人員配置の随時見直し	業務量(収入)の減少に対応して、人員配置を随時見直し、コスト削減を進めることが必要である。	公社は独立採算制を採っており、常に少数精鋭で業務を遂行しなければならない。市からの派遣職員数は、用地買収量並びに造成工事量により決まってくる。 今後も業務量の増減により、用地買収並びに造成工事の専門職員のバランスの取れた市職員の派遣を依頼していく。	業務量の減少に対応して、平成15年度の公社のあり方の見直しにより、公社職員を順次市職員として選考採用した上で、業務量に応じて公社へ派遣する方式を採ることとなったため、今後も適正な職員派遣を行い、効率的な業務遂行を指導していく。 【都市計画課】
	民間事業者の活用	保有土地の処分については、既に民間事業者(不動産業者)の活用が図られているが、用地取得においても業務委託など民間事業者の活用を検討する必要がある。	用地取得に関する補助的業務や保有土地の管理業務など可能なものについては積極的に民間事業者の活用を図っていく。 なお、先行取得及びあっせん取得は、市が必要とする土地を合理的に、かつ速やかに取得することを使命としており、民間事業者への再委託は経費・時間の増加が予測される場合もあるため、更なる検討が必要と考える。	/
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項				【都市計画課】

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	2 (財)長野市保健医療公社
主な業務内容	長野市民病院の管理運営事業(受託事業) 訪問看護ステーション事業
財務状況 (17年度決算)	市民病院の医業収入を市の歳入として、必要な経費を公社に支払う方式を採ってきたため、公社決算のうち病院会計は毎年収支同額であり、累積欠損も生じていない。ただし、平成18年度の指定管理者制度移行に際し、公社の自立性を高め、経営努力を決算に反映させるため、医業収入を全額公社の収入とし、減価償却費相当額を公社に負担させる方式に変更し、政策的医療交付金等に限度額を定めることとしたため、今後は損益が生じる見込みである。
団体の課題	公社決算のうち病院会計はこれまで損益を生じていないが、一方、市の病院事業会計は、公社へ支払う経費のほか減価償却費及び市債利子を負担しており、平成17年度で約4,000万円の赤字、累積欠損は約2億8,000万円となっている。平成18年度以降は両方の会計に損益が発生することから、業績(収支)に対する責任の所在が不明確となることや、公社会計に利益が出た場合には法人税が課税され、新たな負担が生じることなどの課題がある。 病院事業は、市の会計と公社会計という二重構造を生じており、複雑な経理となっているため、公社会計に経理を一元化し、業績(収支)を明確化するとともに、公社の自立性や経営の自由度を高める必要がある。 また、地方自治法の改正に伴い、公社は、指定管理者として市民病院の管理運営を担うこととなったが、現行制度の下では、指定期間が限られ(現在は5年間)、公募によって指定管理者が選定されるという諸条件があることから、医療現場における職員の長期的な養成の必要性や、入院患者等に対する継続的な医療の提供の必要性を考慮した場合、指定管理者制度に代わるより適切な制度枠組みの検討が必要となっている。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	地方独立行政法人化を研究	<p>国や地方公共団体が設置主体となっている病院事業については、より自立的な経営を目指すため、国立病院については、平成16年4月に独立行政法人国立病院機構に移行し、公立病院については、平成18年4月までに3自治体において地方独立行政法人が設立されている(宮城県、大阪府、長崎県江迎町)。</p> <p>本市が採用してきた公設民営方式を地方独立行政法人制度に移行した場合、市においては、経理が一元化されることで企業会計に関する予算・決算事務が不要になること、また、地方独立行政法人においては、病院施設を市から無償譲渡(出資)を受けて自らの事業として実施することで、職員の雇用を含めて安定的な経営が確保されること、また、増収やコスト削減などの経営努力が決算に直接反映されるというメリットがあるほか、利益に対しても課税されないという税制上の利点もある。</p> <p>救急医療、高度医療などの政策的医療の確保については、地方独立行政法人の定款で法人の目的を定めるとともに、市長が中期目標を定めて当該団体に示すこと、また、それらの政策的医療に要する経費については、地方公営企業に対する繰出金と同様に市が負担することから、公立病院としての使命は従来どおり担保されるものである。</p> <p>地方独立行政法人を立ち上げる際、人材を確保する必要があるが、保健医療公社が廃止されることから、職員の雇用の継続に配慮することが必要である。</p> <p>本市病院事業を地方独立行政法人化するに当たっては、現に病院経営を担っている保健医療公社が、より好ましい制度枠組みを主体的に選択し、決定していくことが必要となる。このため、早期の地方独立行政法人化に向けて市とともに研究を進めることが必要である。</p>	<p>指定管理者制度の初年度として、平成18年4月に実施された、診療報酬の大幅なマイナス改定、加えて医師、看護師など医療スタッフの確保は困難を極める中、病院運営はますます厳しい状況となっている。</p> <p>こうした中、より経営効率に優れた経営形態を模索し、地方独立行政法人化への移行も視野に入れ、病院内で検討を始めたところである。</p> <p>今後、先進地視察も含め、十分に研究をしながら、方向性を探っていきたい。</p> <p>平成18年12月に外部委員を中心とした「長野市民病院経営委員会」を発足させた。この中で、自治体病院としての役割・機能及び健全経営に向けた病院運営のあり方について検討し、平成19年10月をめどに市長に中間報告をいただき、平成20年度予算に反映させる予定である。その後、地方独立行政法人化も含めた、今後の病院経営形態についても審議を行う予定である。</p> <p style="text-align: right;">〔市民病院課〕</p>
業務範囲の見直し	現状継続		
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項			

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	3 (社)長野市開発公社 【重点見直し団体】
主な業務内容	市有施設の受託運営事業(飯綱高原スキー場、茶臼山動物園、総合レクリエーションセンター・サンマリンながの、松代老人憩の家、保健保養訓練センター など) 宿泊事業(国民宿舎松代荘、アゼリア飯綱) 霊園事業
財務状況 (17年度決算)	市から受託している施設管理事業は、宿泊施設を除き事業費の同額を市から支払う方式を採ってきたため、それらの事業での損益は発生していない。 宿泊施設のうちアゼリア飯綱は、平成17年度、約2,800万円の赤字が生じているが、松代荘及び運営管理(本部会計)での収益によってこの不足をカバーしている。 平成17年度の法人全体の正味財産増加額(損益)は約2,500万円の黒字、また、年度末正味財産として約16億2,400万円を計上しており、累積欠損もなく、財務状況は健全である。 平成18年度からは、指定管理者制度の導入に伴い、宿泊施設以外の施設管理事業においても利用料金制を採用し、開発公社の経営努力が決算に反映される方式に改善されている。
団体の課題	開発公社は、定款において設置目的を「長野市が策定する開発計画にそって積極的に地域の開発を図り、その資源を活用することにより、住民の福祉の向上に資すること」と定め、設立当初は、飯綱高原の別荘開発、浅川霊園の造成分譲、松代温泉団地の造成分譲などを手掛けてきたが、近年は独自の開発事業はなく、市が設置した施設の受託運営を主たる業務としている。 今後、指定管理者制度による他事業者の参入や市有施設の廃止等の見直しが進むことによって、公社の経営や職員の雇用に影響を生じることが懸念される。 このため、受託事業のうち開発公社が独立採算で経営が可能なものについては、施設譲渡を行い、民営化を進めるとともに、開発公社の自立性を高めていく必要がある。 また、これまで実施してきた市からの職員派遣や運営費に対する補助金交付についても見直しを行い、自主的な運営体制を確立していく必要がある。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕			外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	受託業務を縮小した上で存続	今後、開発公社の業務は減少することが見込まれるが、動物園における動物飼育などの特殊業務のノウハウを有しており、依然として、市の受託業務の担い手として、また、霊園経営など公的業務の実施主体として重要性が認められ、団体の存続が必要である。	(以下のとおり)	(以下のとおり)
業務範囲の見直し	宿泊施設(松代荘、アゼリア飯綱)の民営化(施設譲渡)の検討	民間と競合する公的施設については、平成12年5月26日の閣議決定で、「国、地方公共団体が設置主体となる宿泊施設、総合保養施設等については、5年以内に廃止、民営化その他の合理化を行う。」とされている。 本市が設置主体となっている松代荘は、開発公社が指定管理者として運営を行っているが、源泉の権利を開発公社が所有していることから、市と開発公社との共同事業的な性格を有しており、指定管理者を公募した場合においても実質的に他社の参入が困難な状況である。 また、アゼリア飯綱は、市の施設を貸し付ける形態を採っており、赤字決算であるが、市からの補てんは行わず、松代荘の利益その他公社全体の収益でカバーし、独立採算となっている。 このような経営状況及び上記閣議決定の趣旨を考慮すると、これらの施設を市が保有している必然性が低く、開発公社へ施設を譲渡して民営化することが適当であり、そのことが開発公社の自立性を高めることにもつながると判断される。	松代荘については、施設譲渡に向けて調査・検討を行い、譲渡時期を含め施設譲渡を受けるか、受けないかを、平成20年12月末に決定する。 アゼリア飯綱については、譲渡による施設の維持管理経費等の負担が大きいため、現状の経営状況では、施設譲渡を受けることは困難である。現在行っている再生計画により、経営改善を図り、松代荘と同様に施設譲渡を受けるか、受けないかを平成20年12月末に決定する。	松代荘については、平成18～20年度までの開発公社による指定管理期間と、平成24年度までの起債償還期間を考慮し、民営化(施設譲渡)か、指定管理者による管理運営の継続かの判断を、平成20年12月末までに決定する。 アゼリア飯綱の譲渡時期については、平成20年3月31日までの転売禁止期間を考慮し、開発公社への施設譲渡について、平成20年12月末までに決定する。 【観光課】

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項	
業務範囲の見直し	松代荘隣接の入浴施設(松代老人憩の家、保健保養訓練センター)の廃止の検討	<p>松代老人憩の家については、改定される次期長野市高齢者保健福祉計画(平成21～23年度)で示された方針を尊重する。</p> <p>なお、老人憩の家の入浴事業等を松代荘へ移すことについては、福祉施設と集客施設としての性格が相違するので、可能性について調査研究する。</p> <p>保健保養訓練センターについては、平成19年度中に、施設のあり方(廃止又は譲渡)について、市と協議を行う。</p>	<p>平成19～20年度に開催する長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会において、各老人憩の家施設の存廃の是非、代替事業の可否、高齢者の生きがい対策のあり方、受益者負担のあり方、将来の財政負担の見直し等の観点から各施設の審議を行うとともに、地域住民等に対する説明責任を十分に果たしたうえで方針を定め、次期(第5次)長野市高齢者保健福祉計画(平成21～23年度)の中で示していく方針である。</p> <p>特に、松代及び若穂老人憩の家については、隣接する温泉宿泊施設へ、入浴事業等の代替事業を研究する。 【高齢者福祉課】</p> <p>保健保養訓練センターについては、平成19年度に、開発公社への施設譲渡(民営化)を前提に、運営方針等施設のあり方について協議を行い、老人憩の家の見直し内容を図りながら平成20年度中に方針を決定する。 【健康課】</p>	
	飯綱高原スキー場の縮小	<p>全国的にスキー場利用者は減少傾向であるが、市街地から近いという飯綱高原スキー場の特徴を生かしながら、一部リフトを撤去してエリアをコンパクト化し、コスト縮減を図りつつ、「新しいスキー場を創る」という観点から、ハイランドホールを含めた施設整備のあり方を検討する。</p>	<p>市の飯綱高原スキー場のリニューアルによる施設の縮小やハイランドホール飯綱(無料休憩所)の改修に対応した、管理運営を実施する。</p>	<p>飯綱高原スキー場のリニューアルとして、平成19年度に、第2駐車場のアスファルト舗装整備と南グランド整備を行う。平成20年度に第5リフトの撤去及び人工造雪機を設置、平成21年度以降に、第6・7リフトの撤去を計画している。ハイランドホール飯綱(無料休憩所)は、平成20年度に改修する計画である。 【観光課】</p>
	飯綱高原運動広場(テニスコート、グランド)をアゼリア飯綱の附帯施設として一体的に譲渡	<p>テニスコート及びグランドをアゼリア飯綱の附帯施設として一体的に譲渡し、受付等をアゼリア飯綱で行うことで、管理コストが削減できると同時にアゼリア飯綱の経営幅の拡大につなげる。</p>	<p>アゼリア飯綱の譲渡と併せ、運動広場の譲渡を受けるか、受けないかを平成20年12月末までに決定する。</p>	<p>飯綱高原運動広場は、飯綱高原全体の活性化を図るため、平成18～20年度までは、開発公社を指定管理者として管理運営を行う。</p> <p>アゼリア飯綱の附帯施設としての一体的な譲渡については、平成20年12月末までのアゼリア飯綱の譲渡とあわせて検討する。 【観光課】</p>

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕			外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
業務範囲の見直し	飯綱高原キャンプ場の見直し	戸隠キャンプ場が年間約3万人の利用者があるのに対し、飯綱高原キャンプ場は、千人程度に留まっており、ログキャビンやバンガロー(合計17棟)の更新に要する財政負担が大きくなるが見込まれる。このため、隣接する地域に立地する2つのキャンプ場のうち立地条件がよい戸隠キャンプ場を重点化していくことが適当であり、飯綱高原キャンプ場は、廃止を含めた見直しを行う。	市の整備方針に対応した、管理運営を実施する。	飯綱高原の賑わいの中心である、大座法師池周辺の施設については、平成20年度の「飯綱イヤー」に向けて、「小天狗の森」や「ポート場」との融合を図り、市民の憩いの場として気軽に立ち寄れる立地を生かし、日帰り客の利便性に配慮したエリアにするため、平成19年度より整備方針の検討を行う。 なお、老朽化したログキャビンやコテージは順次廃止していく。 【観光課】
	総合レクリエーションセンター(サンマリンながの)の管理運営事業者の変更	ゴミ処理施設の建設計画により、現在の総合レクリエーションセンターが廃止となるまでの間は、開発公社が引き続いて運営することが適当である。 しかし、新清掃センターの余熱利用施設建設に当たって、PFI(民間資金による公共施設の整備)の手法が検討されており、施設建設と運営を民間事業者に一体的に担わせることとなるため、現施設の廃止と同時に開発公社による管理運営業務が終了することに留意が必要である。	市の方針に対応した、管理運営を実施する。	新清掃センターの着工時期までに廃止する。 【体育課】
	茶臼山自然史館の廃止	戸隠新自然史館へ統合するため、平成20年度で廃止する。	平成20年度で終了する。	平成20年度で廃止する。 【博物館】
その他	運営費補助金の廃止	単年度の事業収支差額(損益)及び年度末正味財産などの財務状況から判断して、運営費補助金(派遣職員の人件費相当、2,300万円)を交付する必要性や緊急性がないため、当該補助金を廃止して、公社負担とする。	運営補助金については、中長期的な経営計画を策定する中で、必要性等を検討し、平成19年度に市と協議を行う。	平成19年度に開発公社が行う中長期的な経営計画の策定にあわせて、人件費相当額の運営補助金を廃止する時期について協議する。 【企画課】
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項			市で示した「外郭団体の中・長期的な経営方針や経営計画」については、開発公社の内部手続きを経ることが必要なことから、平成19年度末(平成20年3月31日)までに策定する。	

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	4 (財)長野市体育協会
主な業務内容	スポーツ振興事業(スポーツ大会の開催補助ほか) 競技力向上事業(ジュニア選手の育成、指導者の育成ほか) (平成17年度までは、長野運動公園、南長野運動公園などの施設管理事業を市から受託していたが、平成18年度からそれらの事業から撤退し、上記の事業に専念する体制とした。)
財務状況 (17年度決算)	平成17年度まで市から受託していた施設管理事業は、事業費の同額を市から支払う方式のため損益は発生していない。 スポーツ振興等財団本来の事業である一般会計でも、収支はほぼ均衡しており、累積欠損もなく、財務状況は健全である。 一般会計支出のうち人件費等管理費のウェイトが約60%と高い。また収入の約90%を市からの負担金が占めており、独自収入で事業費等を賄うことは困難であり、市からの負担金収入が財団運営を支えている。
団体の課題	アマチュアスポーツ団体を加盟団体とする組織であり、会費収入等の独自財源が乏しく、市からの負担金に依存している。 また、市民スポーツの振興を図る上で、市民(体育協会)が自らの負担で実施できることは自ら行い、市民(体育協会)にとって経済的負担が大きいもの、例えば体育施設の建設や競技力向上対策などについては、市が直接実施するか又は財政支援を行うという基本的な考え方(補完性の原則)に基づいて事業内容を見直すことが必要である。 市がこれまで行ってきた財政支出は、「負担金」として整理されているが、「負担金」は、協定等に基づき市が負担する義務がある場合に支出するものであるが、市民スポーツの振興は、第一義的には市民自らが主体的に行うものであり、市の支出は、政策判断に基づいて支出する「補助金」として整理するのが適当である。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	存続		
業務範囲の見直し	<p>加盟団体への補助金については、既に体育協会において成果主義の考え方を取り入れ、国体出場等の実績を勘案して、強化費の配分方法を見直す取り組みを始めているが、そのほか、市民体育祭補助金のように全競技団体に薄まきに支出している補助金や体育協会が主催する市民水泳大会などの経費は、補完性の原則に基づき、参加者負担金やボランティアで賄うべきものであり、廃止等の見直しを行い、重点化を行うことが必要である。</p>	<p>成果主義の導入については、重点補助事業(対象10団体)が平成18年度で3年目を終了するため、設定した目標値の達成度を確認した上で、実績等の成果により減額・対象団体の変更を含め平成19年度に専門委員会に諮り検討する。 同じく市民体育祭補助金については、算出方法(按分による算出)の見直しを専門委員会に諮り検討する。</p>	【体育課】
その他	<p>体育協会が主催している市民水泳大会などは、他のスポーツ大会と同様に競技団体が主催することが適当であり、体育協会の業務を簡素化し、人件費コストの削減につなげる必要がある。 (従来2名の市からの派遣職員を平成18年7月1日付で1名減員し、人件費コストの削減に取り組んでいる。)</p>	<p>体育協会が主催している3大会(水泳・スキー・スケート)については、開催当初の目標は達成されていると思われることから、体育協会から各競技団体・指定管理者等の主催・主管ヘシフトするよう協議を始めた。平成19年度は事務的な作業を進めていく。</p>	【体育課】
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項			

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	5 (財)ながの観光コンベンションビューロー
主な業務内容	コンベンションの企画、誘致及び支援に関する事業 観光の宣伝その他の観光客の誘致に関する事業 (平成17年度までは、ビッグハットなどの施設管理事業を市から受託していたが、平成18年度からそれらの事業から撤退し、上記の事業に専念する体制とした。)
財務状況 (17年度決算)	平成17年度まで市から受託していた施設管理事業は、事業費の同額を市から支払う方式のため損益は発生していない。 財団本来の事業である一般会計でも、収支はほぼ均衡しており、累積欠損もなく、財務状況は健全である。 一般会計収入の約90%を市からの補助金が占めており、独自収入で事業費等を賄うことは困難であり、市からの補助金収入が財団運営を支えている。
団体の課題	市の補助金に対する依存度が高く、毎年ほぼ一定の補助金が確保されるため、自ら財源を生み出すという意識が薄く、補助金を交付する市の側においても、補助金の効果が見えにくく、積極的な投資に向けての政策判断が取りづらくなっている。 このため、補助金交付に当たって、成果主義を導入するなどインセンティブが働くような見直しが必要である。 また、団体の運営が、財政面及び人事面ともに行政主導となっているため、商工団体等の参画を更に求め、将来的には民間主導の団体運営となるようにすることが望ましい。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人 形態の見直し	存続		
業務範囲の 見直し	自主財源確保の ための事業の強 化	新規賛助会員獲得については常に努力をしているが、今後も地道な努力を続けていき市外にも目を向け、さらなる会員の獲得に取り組んでいく。 現在、当財団が作成している「風林火山」関連のパンフレットに企業広告を導入するなど、自主財源の確保に努めている。	川中島の戦いゆかりの地整備保存会組織、風林火山特別企画展開催、戸隠イヤー企画など、旅行商品造成のための基盤整備を行い、より話題性の高い宣伝素材をつくり、協調体制をとっている。今後も継続した協調を推進する。 【観光課】
	松代地区等への 誘客とそれに伴う 収益の確保	平成16年度の松代観光戦略事業「エコール・ド・まつしる2004」以降の取組を発展させるとともに、平成19年度のNHK大河ドラマ「風林火山」の放映を契機として、松代地区その他市内への誘客に努め、収益の確保につなげていくことが必要である。 真田邸・樋口邸の整備に合わせ松代にある歴史的建造物を一層活用し、「エコール・ド・まつしる倶楽部」等の地元関係団体とも連携を図りながら松代地域全体の観光誘客を行い、松代の地域産業の活性化に寄与する。 松代地域を訪れる多くの観光客の皆様へ観光情報を提供するため、平成19年3月、「松代観光案内所」を開設した。また、平成22年度の「松代イヤー」では行政と連携を図りながらブランド力の再強化を図りたい。	語りべの会など、川中島の戦い関連の地元受け入れ体制を整備した。エコール・ド・まつしる倶楽部への支援と併せた、歴史・文化にふれるプランづくりの基盤整備において協調体制をとっている。 【観光課】

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
その他	補助金算定方法へのインセンティブの導入	補助金の算定方法については、コンベンション誘致件数、会員獲得件数などの目標に対する成果によって算出するなど、インセンティブの導入を行う。	補助金の算定方法へのインセンティブ導入については、交流人口の創出に対する投下効果をどのように測定するかといった課題があるため、手法等を含め将来的に検討していく。
	人件費コストの削減	人件費についても市からの補助金で賄っているため、少数精鋭によって人件費コストを削減するとともに、商工団体などからも派遣を求める必要がある。	平成19年度は、市派遣職員2名減。職員が長い経験を積むことで効率よく、かつ、効果的な観光誘客及びコンベンション誘致が可能になることから、市派遣職員を縮小しプロパー職員を増員することにより人件費削減や少数精鋭を図る方向で今後も取り組んでいく。
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項		財団の性格上、収益事業規模に制限はあるものの自主財源比率を上げるため、観光名刺・携帯ストラップ・松代絵はがき等既存物品の外、平成19年から「信濃路の風林火山」(本)や「戸隠の水」の販売を行い、自主財源確保に努めている。 また、平成19年度、当財団は東京事務所を設置し、関東圏の旅行商品の訪問セールス及び大会誘致訪問を積極的に行い、「1200万人観光交流推進プラン」の実現をめざす。	インセンティブ導入及び具体的な指標等について団体と協議を行い検討していく。 【観光課】 商工団体からの派遣については、市としても、人件費負担を伴わない派遣受け入れについて、引き続き商工団体と調整を行っていく。 【観光課】

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	6 (株)エムウェーブ
主な業務内容	エムウェーブ、ビッグハット等の受託運営業務 芸能、スポーツに関する興行
財務状況 (H16.10.1～ 17.9.30決算)	固定負債はなく、負債比率(資本に対する負債の比率)が約10%と低く、財務状況の健全性は高い。 営業損益においても平成17年9月期決算で約1,100万円の税引前利益を計上しており、良好な状況にある。 エムウェーブに加え、今年度新たにビッグハットの指定管理者になり、営業収支の規模が拡大することから利益が見込まれると同時に、指定管理料が固定化されることから減収となる場合もあり、今後は収益に大きな変動が生じる可能性がある。
団体の課題	エムウェーブを管理することを目的に設立された法人であり、これまで独占的に受託事業を行ってきたが、指定管理者制度により競争条件下に置かれることになったため、これまでのアイスリンク設置における高度なノウハウを発揮するとともに、株式会社としての利点を生かし、更に積極的な経済活動を展開していくことが期待される。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人 形態の見直し	存続		
業務範囲の 見直し	ナショナルトレーニングセンター指定後の業務内容の見直し	ナショナルトレーニングセンターの指定内容が具体的に次第、年間の経営方針を含め、事業計画・予算を策定(見直し)する。	ナショナルトレーニングセンターについては現時点で正式決定がなされていないが、指定される場合約1か月の製氷の前倒しが見込まれている。 指定された場合のセンターとしての占有の状況は依然不透明であり、経営への詳細な状況の把握がしにくい状況である 【観光課】
その他	長期的な視点に立った社員の育成	長期的な視点に立った社員の育成は行っていくが、派遣職員については、当社が、長野市が50%を出資する第3セクターであることから、市議会への収支報告義務があり、財務面などにおいて市との関わりが必要と判断している。	【観光課】
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項			

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	7 (財)長野市勤労者共済会
主な業務内容	会員(中小企業労働者)に対する共済給付事業、健康増進(レクリエーション)事業
財務状況 (17年度決算)	<p>固定負債はなく、流動負債は約100万円で、正味財産(約1億6,200万円)と比較して少なく、財務状況の健全性は高い。また、給付額の急な増加に対応するための共済給付積立預金も7,000万円確保されている。</p> <p>事業収支差額(損益)は、平成17年度決算では約200万円の赤字であるが、少額であることから、大きな課題はない。</p> <p>一般会計収入のうち市からの補助金(管理費相当額、2,500万円)が収入全体の約23%を占めており、これを自主財源で賄うには会費等の引き上げが必要となることから、市からの補助金が財団運営に大きな影響を与える要素となっている。</p>
団体の課題	<p>勤労者共済会への中小企業の加入率は、事業所数ベースで9.0%、従業員数ベースで10.2%であり、中小企業対策としての効果が低いと考えられる。</p> <p>また、会員の負担を軽減するため毎年市から補助金が交付されており、勤労者共済会の月額会費は、全国的にも最低水準の300円である。</p> <p>市の中小企業対策としての補助金のごく少数の加入者にもみ利益を与えていることになり、補助金の効果も低いと考えられる。</p> <p>また、保険業法の改正により、勤労者共済会は、現在の組織、事業内容のままでは、一定の猶予期間の後、保険の引受けはできなくなる見込みであるが、小額の給付金については、金融庁(地方財務局)における法の運用等の動向に留意する必要がある。</p>

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	存続	/	/
業務範囲の見直し	<p>会費負担の見直しに併せた業務全体の見直し</p> <p>会費負担の見直しに併せて、共済給付事業、健康増進(レクリエーション)事業など業務全体を見直すことが必要である。</p>	<p>保険業法の一部改正及び公益法人改革に伴って平成25年度末で現在の独自共済給付事業ができなくなるため、平成23年度末までには会費の値上げ、共済給付事業の見直し等業務全般の見直しを行う。</p>	【産業政策課】
その他	<p>加入率が低い原因や中小企業におけるニーズの把握</p> <p>加入率が低い原因や中小企業におけるニーズを把握した上で、より有効な中小企業対策を検討することが必要である。</p>	<p>平成19年度より加入推進員を雇用して加入事業所・会員の増加に努める。</p> <p>また、事業内容については会員のニーズに合った事業に見直しを随時行っていく。</p>	【産業政策課】
	<p>会費負担の見直し</p> <p>現行の会費負担水準は低く、市の補助金に依存しているため、全国的な会費水準にまで引き上げることが適当である。</p>	<p>現在、市補助金で管理費相当分の補助を受けているが、今後どの程度まで管理費を会費で負担することが適当か、会費の値上げ、事業の見直し等の中で検討していく。</p>	<p>保険業法の一部改正に対応し、共済会において平成23年度末までに業務全般の見直しが行われる予定であるため、その作業に合わせて会費見直し及び市補助金の見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">【産業政策課】</p>
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項			

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	8 長野森林組合
主な業務内容	組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
財務状況 (H17.2.1～ 18.1.31決算)	負債比率(資本に対する負債の比率)が約92%と比較的高く、このうち固定負債が多くを占めているが、債務超過等は生じておらず、また流動比率が485%と非常に高いことから、資金面での課題もなく、財務状況全体としては健全性が高い。 事業収入約10億円のうち5億円は森林施業に関わる業務請負収入等であり、残り5億円は木材加工品及び食品加工品等の販売収入であり、赤字補てん等の運営費補助は受けていない。 平成17年度事業損益は、税引前利益が約280万円わずかな黒字であるが、組合の性格上、組合員に対する賦課金を調整することで、利益を出さない運営となっている。事業収益の約半分を占める販売・購買事業においても、販売・購買売上額(約5億3,700万円)に対し販売品等の棚卸資産額は約5,800万円と少なく、在庫管理も十分になされている。
団体の課題	森林所有者の高齢化や後継者不足という状況において、森林組合は、所有者に代わって森林整備を担う役割を果たしている。 また、松くい虫防除事業、間伐対策事業、加工施設建設事業などへは、国等の制度補助金が森林組合へ直接的に、又は業務請負等を通じて間接的に投入されており、今後も国の国土保全政策の拡充が見込まれることから、森林整備を通じた国土保全を担う役割もますます大きくなることが見込まれる。 このため、組合業務を推進する上で労働力の確保が重要な課題であり、同時に、加工業務の充実や新規業務の開拓などにより、中山間地域における雇用の場の確保にも貢献していくことが求められている。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人 形態の見直し	存続		
業務範囲の 見直し	加工業務の充実 や新規業務の開 拓	安定的な収入の確保や雇用の場を確保するため、加工業務の充実や新規業務の開拓に取り組む必要がある。	<p>国の森林整備事業予算拡大にともない、積極的に森林整備を推進する。また、そのための人材確保を図る。</p> <p>外材の輸入減と地域材の需要拡大により木材価格は上昇傾向となっている。さらに、高性能機械を活用しコストの低減を図り搬出間伐を推進する。</p> <p>丸棒(円柱材)加工機の導入(平成18年度)により間伐材の付加価値を高め、新規需要拡大を推進する。</p>
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項			【森林整備課】

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	9 (社福)長野市社会事業協会 【重点見直し団体】
主な業務内容	市が設置した社会福祉施設の受託経営（障害者福祉施設、母子生活支援施設、保育所など 17施設） 社会福祉施設の設置経営（障害者福祉施設、特別養護老人ホーム、児童養護施設など 19施設）
財務状況 (17年度決算)	資産のうち固定資産の比率が約89%（約41億8,700万円）と非常に高く、流動資産が少ない中において流動比率は1,090%と高い流動性が確保されており、累積欠損もなく、財務状況の健全性は高い。 平成17年度の事業活動収支（損益）は約1億6,900万円の黒字であり、収支状況も良好である。ただし、資産のほとんどが固定資産（施設）であり、今後は施設老朽化に伴う改修費の発生が見込まれるため、剰余金については積み立てが必要となっているほか、障害者自立支援法施行による制度移行に伴って収益の縮小が見込まれる。 なお、協会の事業活動収入には市からの経常経費補助金（運営費補助金）約2,700万円及び施設整備に係る借入金元利償還金補給金1億100万円が含まれている。
団体の課題	社会事業協会の課題は、運営する施設（受託施設及び設置施設）が多種、多様化し、組織が肥大化していることであり、現在、国の制度改革に伴い社会福祉事業における報酬単価が引き下げられ、収益の悪化が見込まれる状況下において、施設ごとの機動的でより専門的な経営能力の発揮が求められている。 社会福祉事業はマンパワーで運営されているため、施設数が増えることで単純にスケールメリットが得られるものではなく、逆に、組織が肥大化することで、本部が現場の状況を把握するのに時間を要したり、また現場においては、コスト削減などの経営の観点が本部任せになるなどのデメリットが生じることも考えられる。 このような課題を解決していくためには、社会事業協会の組織をスリム化していくことが必要である。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人 形態の見直し	業務を縮小した上で存続又は分割 民営化を検討	<p>社会福祉法人長野市社会事業協会(以下「社会事業協会」という。)は、昭和26年に設立して以来、長野市の方針の下で、36の福祉施設(平成18年4月1日現在)においてサービスを提供しており、長野市の福祉行政の一翼を担い、公益性を保持しつつ健全経営に努めているところである。</p> <p>福祉施設を運営する上で最も大切なことは、利用者、保護者、関係団体等の理解と協力を得ることであり、社会事業協会の形態の見直しを行うに当たっては、次の事項について考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 利用者、保護者、関係団体等へ十分な説明を行うとともに、要望、意見をお聞きして、理解を得ながら進めなければならない。 * 障害者自立支援法が施行され障害者を対象とする施設は、平成23年度までに新サービス体系に移行しなければならないため、当面は、スムーズに移行できるよう全力を挙げなければならない。 * 利用者の立場から、どのような運営形態で支援することがより良い効果が得られるのか検討するため、関係者の意見を聞きながら対応する必要がある。 * 長野市が、社会事業協会の福祉施設の運営はどのような形態が望ましいと考えているのか確認する必要がある。 <p>これらのことを基本に、社会事業協会の統廃合、法人形態の見直しに当たっては、経営検討委員会を設置して、社会事業協会のあり方、運営方法、サービス提供事業等について検討を進めているところであり、保護者、関係団体等の理解と協力を得ながら長野市とも協議し、平成19年度末を目途に検討を進めてまいりたい。</p>	<p>各種施設の利用者に対するサービス水準を維持するとともに保護者や関係者からの理解を得られることが重要であるため、市関係課は、社会事業協会の経営検討委員会の検討状況や経営状況を勘案し、社会事業協会が今後の協会のあり方や業務範囲を決定していくうえで必要な支援を行っていく。</p> <p>【厚生課】</p>

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項) (平成18年11月1日付け通知)			外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
業務範囲の見直し	公設民営保育所(青池、清野、西条、芋井)の統廃合の方向付け	入所児童が減少し、4園ともに定員割れしているため、当該地域の就学前児童数の推移と既存の私立保育園・幼稚園の意向を踏まえ、適正配置・適正規模を検討し、保護者及び地域関係者からの意見を聞きながら、3年後を目途に統廃合等について方向付けをする。	長野市のこれからの公立保育所のあり方についての方針に沿って、保護者、地域の関係団体等へ長野市とともに説明をし、理解を得ながら平成20年度を目途に検討してまいりたい。	各園ごとに今後の入所児童数を推計し、統合先の受入の可能性を検討する。 3才未満児の受け入れを止め、幼児のみとする段階的な縮小を検討する。 【保育課】
その他	法人運営費補助金の廃止	民間の社会福祉法人では、法人運営費(本部経費)を含めてすべての経費は、利用料などの事業収入によって賄われている。 これまでの社会事業協会の業務は、公設民営方式による市との委託契約に基づき、必要となる経費を全額市が支払う方式であったが、介護保険制度や障害者支援費制度(現在は、自立支援制度)の創設によって、「措置から契約」へと枠組みが変わり、事業者は利用料等の事業収入によって経費を賄うこととなった。 したがって、民間社会福祉法人との同一競争条件を確保するため、社会事業協会に対する法人運営費(本部経費)に対する補助金については、組織のスリム化に関するスケジュール等を勘案して時限を区切って廃止し、利用料及び職員配置を加算するための「民間障害者福祉施設運営調整費」等の範囲内で運営を行うよう経営努力を求める。	統廃合、法人形態の見直しは、上記で記述したとおり経営検討委員会を設置して、関係者の理解と協力を得ながら進めてまいりますが、当分の間、次の理由から継続して補助していただきたい。 障害児・者の施設、児童養護施設、母子支援施設、救護施設、授産施設、介護施設等多種、多様な多くの福祉施設を効率的に運営するためには、理事会及び評議員会、財産管理、予算及び決算、経理、人事・給与の職員管理等の事務を法人本部で統括して行うことが最善の方法であり、かつ、経費節減になること並びに障害者自立支援法の施行により利用料が減額になり施設会計が厳しく余裕がないこと。	法人本部は、法人の効率的運営のために設けられたものであり、社会事業協会が組織のスリム化のための検討作業を進めている間は、補助金の交付を継続する。 なお、団体が設置した経営検討委員会において、平成19年度末を目途に組織のあり方等の検討が行われる予定であるため、その検討結果に基づき、将来団体が担うべき業務範囲に応じた市の補助金のあり方を改めて協議する。 【厚生課】
	社会事業協会が設置した施設の元利償還金に対する補助の見直し	元利償還金に対する補助のうち、市が債務負担行為を設定しているものについては継続する。 ただし、今後の更新・整備については、社会事業協会(又は分割後の新たな社会福祉法人)の責任で実施し、市は、民間社会福祉法人に対する施設整備に関する補助制度の範囲内で対応する。 なお、収益性が低いと見込まれる施設整備に関して特に必要がある場合には、民間社会福祉法人が自己資金で対応すべき部分に対する市の特別補助について、制度化を行う。	過去において社会事業協会の名義で設置した福祉施設は、長野市の方針の下、長野市が借入金ほぼ全額を補助して整備したものである。 これらの施設の多くは大規模施設であり、また、収益性の低い施設もあるため、一社会福祉法人の資金のみで改築することは困難な状況である。 したがって、今後も継続して長野市の補助により整備していただきたい。	施設整備については、社会事業協会の積立金等で対応することを基本とする。 ただし、市の福祉施策に基づき設置してきた施設もあることから、施設ごとに今後の収支見通しや耐用年数等を把握した上で、他の民間社会福祉法人の経営実態も考慮しながら、公的補助のルール化を行っていく。 【厚生課】

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項) (平成18年11月1日付け通知)		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
その他	<p>利用料金制適用施設運営委託料(赤字補てん)の見直し</p> <p>平成17年度までは、市が設置した施設の管理運営を社会事業協会が受託する場合に、赤字分を補てんしてきたため、平成18年度からの指定管理者制度においても同様の赤字補てん制度を継続している。</p> <p>しかし、民間社会福祉法人との公平な競争条件を確保するためには、指定管理者の公募の際、「支援費収入及び民間障害者福祉施設運営調整費の範囲内で運営すること」を募集条件とすることが適切であるため、障害者自立支援法施行による制度移行後の収支状況を勘案しつつ、本件委託料(赤字補てん)の見直しを行う。</p> <p>参考に、長野県社会福祉事業団が運営する西駒郷について、県は、「平成19年度までは、収支差額に対して財政支援を行うが、平成20年度以降は、他の民間社会福祉施設と同様、支援費収入のみによる運営とし、他の民間社会福祉施設で受け入れが困難な重度の利用者のために加配する支援職員の人件費相当分を除いて、財政支援を行わない。」としている。</p>	<p>障害者自立支援法が施行され障害者を対象とする福祉施設は、平成23年度までに新しい事業体系に移行する予定である。この法施行により利用料金が減額されたため、経営が厳しくなっている。障害者自立支援法適用以外の施設を含めて、収支バランスが取れるよう一層経営努力をまいりますが、どうしても運営見通しが困難な施設については、今後も補てんしていただきたい。</p>	<p>次回の指定管理者指定(平成23年度)に当たっては、障害者自立支援法の給付費収入(報酬・利用者負担)及び民間障害者福祉施設運営調整費の範囲内で運営することを募集の条件とする。</p> <p>併せて、社会事業協会を含め、民間事業者が事業の縮小や撤退によって障害福祉サービスの供給が滞ることのないよう、経営実態を把握し、民間障害者福祉施設運営調整費等を随時適切に見直していく。</p> <p>【障害福祉課】</p>
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項			

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	10 (社)長野シルバー人材センター
主な業務内容	高齢者に対する就業の機会の提供
財務状況 (17年度決算)	負債比率(資本に対する負債の比率)は約94%と比較的高いが、固定負債はなく、財務状況の健全性に問題はない。 事業収支は、平成17年度決算で約1,000万円の利益を計上しており、収益状況は良好である。ただし、当座比率(流動負債に対する当座資産の比率)が約125%と低く、短期の支払資金の確保に課題を抱えている。 会員への配分金は、会員の就業による受託業務収入(配分金収入)をもって充てるため、事業収支での損益は発生しない。 管理費等を賄うための収入(収入合計から配分金収入を除いたもの)のうち、市及び連合会の補助金が全体の約35%を占めており、補助金への依存度は高い。
団体の課題	指定管理者制度の導入によって市からの受託業務量が減少したことや、今後、全国のシルバー人材センターの増加によって国庫補助金の減収が見込まれるため、更に営業活動を強化することが必要である。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	存続		
業務範囲の見直し	現状継続		
その他	営業活動の強化	<p>現在、ホームページが開設されていないが、ホームページによって受注可能な業務の紹介を行うことや、インターネットで業務を受注するなど、情報の電子化によって営業活動を強化することが必要である。</p> <p>平成19年度中を目標にホームページを開設し、業務の紹介や情報の提供を行う。 今後公園管理の指定管理者の募集があった場合には応募し、受注を目指す。</p>	【産業政策課】
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項			

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	11 (社福)長野市社会福祉協議会 【重点見直し団体】
主な業務内容	地域福祉に関する事業(地区社会福祉協議会活動推進事業、配食サービス事業 ほか) 市が設置した施設の管理・経営(児童館・児童センター、老人福祉センター ほか) 介護事業
財務状況 (17年度決算)	流動比率は約425%と流動性が高く、また固定資産(約9億6,900万円)の約93%は現金(基本金及び積立預金等)であることから、資金面での課題はなく、また固定負債も退職給与引当金のみであり、累積欠損も生じておらず、財務状況の健全性は高い。 事業活動収支(損益)も平成17年度は約8,200万円の黒字(介護事業等の利益)を計上しており、良好な状況であるが、介護保険法改正による単価改定に伴い、今後は収益の縮小が見込まれる。 地域福祉に関する事業については、主に市からの経常経費補助金(約1億8,200万円)で運営されており、補助金に対する依存度は高い。
団体の課題	法人全体の事業費の約7割を介護事業が占めている。介護事業は、規制緩和により社会福祉法人以外の株式会社などにも参入が認められており、「民間にできることは民間に」の基本原則に基づき、公的な団体である市社会福祉協議会のシェアを小さくし、民間の活動領域を拡大していくことが必要である。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	業務を縮小した上で存続	(以下のとおり)	(以下のとおり)
業務範囲の見直し	介護サービス部門の縮小	中山間地域を含めて担う民間事業者が進出することは困難と思われ、「制度があってもサービスが無い」ことを避けるためにも市社協が介護サービス事業を完全撤退することは社会的使命としても許されず、経営環境が悪化する中でも継続していく必要がある。 しかし、介護サービスの各事業ごとに現況を分析し、非効率な部門や不採算部門の改善策を講じ、他事業者の参入が多く市場原理の下での競争により、経営が厳しい市街地等においては、事業所の統合など効率的な経営を進め、事業規模を順次縮小していく。	【高齢者福祉課】 【介護保険課】
	高齢者等外出支援サービスの地区社会福祉協議会への移管	市が実施主体となっている豊野、戸隠地区の移送サービス事業については、地域で助け合うという基本理念に基づき、地区社会福祉協議会が実施機関となる地域福祉サービス事業(福祉有償運送の福祉移送サービス)へ移行する方向で地元と協議を進める。 大岡地区の過疎地有償移送(市が実施主体で、健常者も対象とする。)については、地域の交通体系全般の見直しの中で調整する。 豊野・戸隠地区の移送サービスは、平成20年度から地区社協に移行する方向で協議を進める。なお、地区社協の負担増については、行政の支援を要請していく。 また、大岡地区の移送サービスは、市交通体系全般の見直しの中に委ねる。	

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項	
業務範囲の見直し	生きがいデイサービス事業の見直し	老人憩の家等へ高齢者(介護を必要としない者)を送迎し、デイサービスを実施するものであるが、対象者のうち特定高齢者(要支援又は要介護になるおそれがある者)については、介護予防の観点から事業を継続する必要があるが、特定高齢者に該当しない者については、受益者負担の見直し又は民生・児童委員と連携して地域福祉活動を促進する中で、自己責任に基づいて社会参加を促進するよう見直しを行う。	生きがいデイサービス事業は、市からの受託事業であり、市と協議の中で検討する。	平成20年度から、対象者要件に「市民健康診査結果による特定高齢者」であることを追加し、介護予防事業としての位置づけを明確にする。 【高齢者福祉課】
	児童館等管理運営の見直し	学童型の児童館・児童センターについては、指定管理者の募集において複数の応募があったことから、市社会福祉協議会に限らず、地域の実情に応じて多様な団体に担わせることが適当である。 現在は、おやつ代の実費以外は無料としているが、児童館・児童センターに期待される市民ニーズに対応したサービスの向上を図るため、利用料の徴収など受益者負担の導入を検討する。 また、国の「放課後子どもプラン」(平成19年度予定)の実施によっては、児童館等のあり方に影響があるので、その動向を見る必要がある。	市社協の本務は地域福祉の推進であり、施設管理を伴う事業は他に担い手があれば受けるべきではないと考え、次回の指定管理者募集について、市社協は原則として応募しない。 受益者負担については、市の動きを見守りながら対応していく。 「放課後子どもプラン」について、地域の皆さんとともに児童館等のあり方を提案していく。	国の「放課後子どもプラン」に基づき策定する「長野市放課後子どもプラン」の実施を見据えた児童館・児童センターあり方を決定し、指定管理者に示し各館の管理運営に反映させる。 受益者負担の導入については、利用料金の徴収方法等を検討し、平成20年度から導入する。 【児童福祉課】
その他	人件費コスト削減	地域福祉に関する事業に要する経費は、人件費を含めてほとんど市からの補助金によって賄われているため、人件費コストの削減に努めるべきであり、地方公共団体の集中改革プランに準じて、今後5年間で5%前後の人員削減を行うことが妥当である。	市社協以外に担い手がある事業はできるだけ移行を図り、日常的にムリ・ムダ・ムラを排除する。社協正規職員を育て、市からの派遣職員の削減に努め、また社協正規職員退職者の再雇用により高齢者雇用促進と自立を目指す。	【厚生課】
	退職手当積立に対する補助金の見直し	ヘルパー職員の退職手当積立に対する補助金(1,500万円)は、在宅福祉の充実という市の政策に沿って正規職員を集中的に雇用したことから生じた内部留保資金不足への補てん措置であるが、平成17年度の法人全体の事業活動収支(損益)で約8,200万円の黒字を計上していることから、今後は収支状況を勘案して必要に応じて補助金を交付するよう見直しを行う。	介護事業については効率的な運営に努め、黒字を生み出し、内部留保により市の補助金をできる限り減額するよう団体自身が努力を続ける。	【厚生課】

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕			外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
そ の 他	施設の無償貸付の見直し	<p>市社会福祉協議会が市から無償貸付を受けているふれあい福祉センターの事務所スペースのうち介護サービス課部分及び老人福祉センター内のデイサービスセンターについて、民間の介護事業者との均衡を考慮し、施設の無償貸付を見直し、有償貸付を検討する。</p> <p>なお、国庫補助金を受けて整備した老人福祉センターについては、有償貸付に伴い補助金適正化法に基づいて補助金の返還が発生することとなるが、法が定める処分制限期間を経過している場合又は国庫補助金を受けないで整備した場合などは適用がないため、それらに留意しつつ、市有財産条例に基づき適正な使用料を徴収する。</p>	<p>各事業部門ごとに現況を分析する中で、非効率な部門や不採算部門の改善策を徹底的に追求していく。</p> <p>事業の実施にあたっては、職員一人ひとりが福祉推進者であり経営者であるという自覚・意識を持ち、地域福祉部門と連携するとともに、事業統合にも努める。</p> <p>施設使用料については今後行政と協議する。</p>	<p>ふれあい福祉センターにおける介護サービス事業の事務所部分は、次期の指定管理者指定期間(H21～)等を考慮し、平成20年度を目途に有償貸付について決定する。なお、貸付の金額、方法等の決定にあたっては、社会福祉協議会の介護サービス事業に関する経営方針とその採算性を考慮する。 【厚生課】</p> <p>国庫補助金を受けて整備した老人福祉センター内のデイサービスセンター等の行政財産使用料徴収については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び施行令第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める処分制限期間が50年(鉄筋鉄骨コンクリート、鉄筋コンクリート)経過しなければならないと定められている。</p> <p>なお、補助金を受けないで整備した老人福祉センター内のデイサービスセンター等の行政財産使用料徴収については、次期の指定管理者指定期間(H21～)等を考慮し、平成20年度を目途に決定する。 【高齢者福祉課】</p>
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項				

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	12 (社福)長野若槻園 【重点見直し団体】
主な業務内容	身体障害者授産施設 身体障害者福祉工場(印刷事業、縫製事業ほか)
財務状況 (17年度決算)	次期繰越活動収支差額に約1億6,300万円の不足(累積欠損)が生じている。 流動比率(338%)、当座比率(204%)ともに確保されており、負債比率も約32%と低く、また、平成17年度の事業活動収支(損益)において約4,500万円の単年度黒字を計上していることから、法人全体での財務状況は改善傾向にある。ただし、福祉工場部門については、平成17年度の事業活動収支(損益)で約2,800万円の赤字が生じており、また当座比率も約141%と低く、事業収支、資金の両面で課題がある。 現在、授産施設等の移転事業が進められていることから、今後施設整備に伴う借入金による債務増加や、更に自立支援法施行による制度移行によって収益が悪化することが懸念される。
団体の課題	長野若槻園は、一般の事業所に雇用されることが困難な身体障害者に就労の場や就労訓練の場を提供するとともに、住宅にも困窮している障害者を入所させ、生活指導と健康管理の下、健全な社会生活を営むことにより自立を支援する市内唯一の法人である。 長野若槻園が運営する身体障害者福祉工場は、印刷部門における過大な設備投資と売上の減少により経営悪化を招いたため、当該団体が果たしている公的な役割を勘案し、市は平成15年度から元利償還金に対する特別な財政支援を行っている。 しかしながら、福祉工場は、最低賃金制が適用され、縫製部門では従事者がほとんど健常者であるなど民間企業と同等の事業を行っていることから、印刷部門等において、固定費の軽減を図り、自立的な経営を行うことが必要である。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)(平成18年11月1日付け通知)		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	業務を縮小した上で存続	(以下のとおり)	(以下のとおり)
業務範囲の見直し	福祉工場の業務縮小(業種見直し)	福祉工場は、平成19年4月から障害者自立支援法による新事業体系の「就労継続支援A型事業所(雇用型)」に移行し、従来からの印刷・縫製事業に加えて、新たな業種を特例事業(非雇用型)として取り入れることによって、雇用契約による就労が困難な障害者の雇用を増やしていく。 印刷部門の見直しについては、多数の障害者を雇用(平成19年3月現在40名)していることなどから多くの課題があるため、当面は現在の業態を維持しつつ、現状の機械設備を使い、少人数で採算の取れる仕事の開拓などを行いながら、縮小均衡を図っていく。 耐用年数が限度となっている4色機の更新については、効率面を考慮し最新鋭の大型機の導入を検討していたが、経費負担の少ない現状の機種を更新程度にとどめるよう計画を変更し、民間助成団体の補助が得られるよう調査などの準備を行う。	障害者自立支援法に基づく事業運営の基準や報酬単価等を勘案し、制度の枠内で採算が採れる運営となるよう、業種の見直しなどを含め指導する。 【障害福祉課】
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項		経済の低迷や社会情勢の変化等に伴い、売上額の減少等により経営状況が厳しくなってきたため、平成14年12月に「経営改革計画骨子」を策定し、現在、その計画に基づき経営改革を推進している。 平成19年1月には、給与制度を見直し、能率給を導入し効率的、能率的な業務遂行に努めていく体制を整えたが、競争市場の中での売上の減少と低価格での受注等により、さらに厳しい経営が続くので、より一層の経費削減に努めている。	現在、長野若槻園に補助している元利償還金に対する補助金については、段階的に縮減し、平成24年度までに平成18年度補助金額の6分の1まで減額し、経営努力を求める。 また、今後の事業に必要な機械器具等の設備整備に関しては、当該団体の資金力の範囲内で実施するよう指導する。 【障害福祉課】